

ボッケルマンの人格責任の理論

大 谷 実

一、はしがき

犯罪理論の構築にあたり、行為者の特性ないし人格を、自己の理論体系に組み入れようとする動きは、今世紀の初葉以来の最も顕著なものとすることができます。もとより、行為が行為者の特性から発露するものであり、行為者の行為が犯罪であるわけだから、犯罪行為を、その主体から切斷して把握することは、刑法学の体系的思惟方法として、決して正当な在り方ではないのである。それで、行為主義を標榜する伝統的刑法理論からも、行為者の特性・人格を顧慮する動きが生まれたのであるが、此の立場は、総じて犯罪論の問題としては、行為主義に則り、行為者の特性・人格は、専ら刑罰量定論において顧慮せんとした。^① だがこうした見解は、責任刑法の抹殺であり、近代学派への完全な叩頭であるといえよう。けだし、責任なければ刑罰なく、刑罰は責任の量に比例すべしとするのが、近代刑法の鉄則だからである。こうした批判がビルクマイヤーによって提出されてから、行為者の特性・人格を責任概念に導入して、犯罪理論とそれとの調和を図る動きが出現した。例えばグリュンフートは、性格を責任要素として把握した。しかし、性格を不用意に責任

要素として、責任概念に包摂することは、責任は非難であるという、責任概念の倫理的側面を無視し、更に近代学派との完全な妥協を意味する以外の何者でもない、といえよう。かくして、責任と行為者の特性との理論的調和をめぐる動きは暗礁に乗り上げた。だがやがて、メツガードの行状責任論が到場するに及んで、解決の方策が提供された。すなわち、行為者の特性の形成過程に非難性の根拠を求めるとしたのである。此の思想は、わが国にも移入され、不破^⑤、安平^⑥、島田^⑦各博士、團藤^⑧、井上^⑨両教授によつて強い支持を受けているのである。

ところでメツガードの行状責任論は、ボッケルマンによつて厳しく批判されることとなつた。彼は、行状責任を修正して生活態度決断の責任という責任概念を用いて、問題の解決に迫つた。扱て、以下において、私は、右のボッケルマンの責任論をスケッチしようとするのであるが、惟うに、彼の思惟は、ナチス政権を背景として培われたのであって、それ故、果してどれだけの現代的意義を有つかに就ての理論的評価に關し、相當に異論が予想されるが、ナチ刑法学者の汚名のもとに敵意を示すものがあるとしても、彼の学説が、新しい刑法学の要請に対しても、何ほどの方策を示している事実を否定することは、恐らく不可能であろう。もつとも、以下に考察することく、彼の学説は、犯罪論として必ずしも成功したものと言えないのだが、今日有力に提唱されている、わが國の人格責任論が、メツガードに源流を求めて、一方の闘将ボッケルマンを殆んど無視していることから、彼の学説を改めて検討することは、決して無益な作業

やなだらんがやのやめ。^②

- (1) Ann. M. E. Mayer. Lehrbuch. Aufl. 2. 1923. S. 419 ff.
- (2) Ann. Birkmeyer. Schuld und Gefährlichkeit 1914.
- (3) Ann. Grünhut. Gefährlichkeit als Schuldelement. 1926. S. 90. ff

(4) Mezger. Ein Grundriss 1937. S. 72 ff.

(5) 不破博士「刑事責任論」165頁以下参照

(6) 安平博士「人格主義の刑法理論」参照

(7) 島田博士「刑法の基礎的理論」1158頁以下参照

(8) 団藤教授「人格責任の理論」(法哲学四季報)第11号 100頁以下参照

(9) 井上(正)教授「刑法学総則」110頁以下参照

(10) Bockelmann. Studien zum Täterstrafrecht 1940. Teil I. II.

(11) 田中教授「行為者責任」刑政第五六卷第三号八頁以下参照

111元主義的刑法観

ボッケルマンによれば、独刑法典は、行為主義に基づく規定と、行為者主義による規定を併置しているのである。すなわち、後者に属するものとしては、第五一条二項の限定責任能力者、第一〇〇条aの危険なる常習犯人がその典型的なものであり、またそれに準ずるものの如て、搾取的娼婦周旋者(Zuhälter)、浮浪者(Landstreicher)、小食(Bettler)、泥酔者(Trunkenbold)、怠惰者(Müssiggänger)、博徒(Spieler)を掲げてゐる。いふ

用せず、行為類型と行為者類型を構成要件上明確に区別して、行為責任と行為者責任の混合的責任概念を容認したことである。ボッケルマンの行為者責任論は、かかる犯罪論に対する根本的視点から、必然的に展開されたのであつたから、われわれは更に、此の部分を究明しておくことにしよう。

もし、彼は、保安処分と刑罰とは、全く対立する概念であることを容認し、従来の一元主義の立場を支持する。現行法は、右の二つの系列を認めていたとは云え、刑罰は司法的管轄に属し、これは専ら、応報贖罪の観念が支配するのに対し、保安処分は、形式的には司法的管轄に属するが、実質的には行政的管轄に属し、ここでは、合目的性が支配する。それ故、行為者類型に対応する刑罰を刑事政策的視点から把握するとは、否定されるべきであり、刑罰に合目的的要素を認めることは、責任刑法の限界を逸脱する、と主張する。

では、刑罰の本質は、どのように規定されるであろうか。彼によれば、刑罰の本質規定の問題は、解釈学的に攻究すべく、現行法が提示する刑罰觀は、刑罰の前提条件として責任の存在を要求しているのに対し、保安処分は行為の違法性のみを要件としている事実から帰納されねばならない。されば、刑罰は此の責任に対する「贖罪」としてのみ是認される。すなわち、贖罪の対象は責任であり、責任と刑罰は背腹の関係に立つのである。かくして「刑罰は、何よりも先ず絶対的なもの」でなければならぬ。ところで、ここに責任とは、社会的危険性でなく、価値否定の判断、いしかえれば、人間的非難性である。恰かも

刑罰がかかる非難性に対してもうけられるとき、刑罰的正義感情は満足する。これが、ボッケルマンの刑罰觀である。⁽⁵⁾

かような見地からは、行為者刑をば、責任論の領域で説明する」とは、彼にとって論理的必然でなければならない。だが、これに困難な問題が生ずる。何となれば、刑法典が刑罰賦科の前提として認める責任形式（故意・過失）は、行為責任に固有のものだからである。従つて、かかる責任概念に行為者類型的規定を包摂するとは、論理的に不可能である、といえる。そこでボッケルマンは、行為責任＝行為応報の体系に準じて、行為者責任＝行為者応報の体系を設置した。こうして彼は、刑法体系に新たに行為者刑法（Täterstrafrecht）の領域を認め、従来の一元主義から、行為刑・行為者刑・保安処分がペラレルの関係に配置されるといふの三元主義刑法觀を提示することになったのである。尤も、右の所見は、彼の主張にもかかわらず、原則的には一元主義に他ならないが、責任＝刑罰の体系を二分したといふに、彼の立論のオリジナルな面を発見し得るであろう。⁽⁶⁾ では、かかる行為者責任とはいがなる概念であろうか、以下に簡単に考察するに至る。

- ① Bockelmann. Studien zum Täterstrafrecht Teil I. S. 85 ff. Vgl. Teil II. S. 10 ff.
- ② Bockemann. Teil II. 56-69.
- ③ Bockelmann. a. a. O. S. 12.
- ④ Bockelmann. a. a. O. S. 15.
- ⑤ Bockelmann. a. a. O. S. 17 ff.

三、行為者責任の前提たる擬制論

ナチス改正刑法が、第二〇条 a を新設するや、メッガーは、性格論的責任観を改め、行状責任論を提案したのは、すでに周知のことである。それによれば、行為者の性格論的・人格 (Charakterologische Persönlichkeit) には、彼の動かし難い宿命的因素と、彼が動かし得る (was er ist etwas kann) 要素が存在する。そこで、前者については、それが決定論的因素である故、責任非難を向け得ないが、後者は、主体の有責的形成に基づく、自業自得的人格だから、責任非難に相当するとされる。此の場合、過去の生活態度を人格形成の決定的要因と解し、行状に責任非難の根拠を求めるとする。

ところで、ボッケルマンは、右の所見に対しあおむね二つの点につき論難する。その第一は、行状責任論が、行状をもって人格形成の動因と解するならば、あらゆる生活態度が人格形成に参加することになり、結局、刑法的価値に相当しない行状も非難の対象になる故に、妥当でないとする。次に、メッガーが、人格形成に後天的に参加するものは、行状であり、それが自業自得的人格を形成すると考えていて、ボッケルマンによれば、人格形成は、行状にのみ絶対的に制約されるのでなく、元来、生来的傾向と行状の不可分的相互作用のもとに形成されるので、人格を二つの要素に分別することは不可能である。そもそもかかる誤謬をメッガーが犯したのは、一体何に基因す

るのか。それは、メッガーが、経験的自然科学的方法に拘泥したことにある、とボッケルマンは批判する。⁽²⁾ すなわち、その人格の主体に、人格形成の途上において、自由性が認められるか否かの問題は、経験的概念では究明しがたいのであって、今や、かかる方法論から解放され、端的に、法秩序の側から、自由を擬制する必要がある、と主張する。彼によれば、刑法規範は、因果法則と充足理由との関係において定立が可能なのである。法規範が国民に命令・禁止をなしているのは、当然、その前提として、規範の遵守が可能であることを予め容認しているからに他ならない。こうして、國家の命令・禁止の前提には「汝は義務があるから可能である」 (du kannst, denn du sollst) という命題がなければならない。此の擬制は、国家的規範の論理的的前提であり、若し此の前提を欠くとすれば、規範の遵守を強制することは、不可能に帰し、遂には、国家的共同生活は、潰滅せざるを得ない。かくて「國家の命令に従う自由は、国家的必然として擬制される」のである。だが、こうした擬制は、無制限に容認されるべきものではなく、常に、二つの根拠に基礎を置くか否かが吟味されねばならない。すなわち第一に、それが果して国家的に要請されるか否か (staatnotwendig)、第二に法感情 (Rechtgefüle) に合致するか否かが検討されるべきである。ところで、行為責任における擬制は、「我は他の行為をなし得なかつた」という行為者の弁明に対しても「汝はなすべきであるが故に可能である」ということにある。そこで、若し、先の二つの根拠に基礎を置くとすれば、右の擬制を行為者責任に

拡張して「汝は、他の者となるべきであるが故に可能である」(wohl kannst du anders sein, denn du sollst)と擬制し得る筈である。」のように、彼は、学師ヨーレルラウショの所見に従いつつ、行為責任の前提である擬制をば、行為者責任に拡張して適用せんとする。そこで先ず、右の擬制の拡張が国家的必要性を有するかにつき、二つの理由により証明される。第一に、現行法が行為の命令・禁止のみでは不完全であるし、共同生活の秩序維持にとって、一定の人間的存在 (Menschliche-sein) に対する規範を認めている事実は、国家的必要性を明確に証明するものである。第二に行為構成要件においては、行為者の特性を顧慮し得ない故に、刑事政策的に無力である。されば、擬制の拡張は、刑事政策上の実践的側面からも、国家的必要性があると結論づける。

では、国民の法感情に合致するであろうか。そもそも可能性の擬制は、法感情乃至社会の一般意識が承認している場合に妥当するといえる。しかして行為責任の場合においては、他行行為の可能性の擬制 » die Fiktion des Anders-Handeln-Können « は、行為がその主体の自由意思に基くところとを、社会学的経験が容認していることによって、存立しているのである。ところで他者存在の可能性 » das Anders-Sein-Können « は、いかなる形で法感情に合致するか。ボッケルマンによれば、彼の人間的存在自体が、自己の意欲の結果であると一般的に見做し得る要件が具備されることによつて、法感情に合致するのである。すなわち、劣悪者も努力次第で善人になり得るし、善

人も自からの意欲によつて劣悪者たり得ると、いふことは、社会生活の前提である。だが更に、人間形成の結果としての善的生存 (gutes Sein) 悪的生存 (schlechtes Sein) は、彼自身の外的行為 (態度) の結果である場合にのみ主体に帰責されるのであり、この前提を欠くならば、かかる人間的存在は、愛情、憐憫、嫌惡の対象とはなり得ても、非難や称讃の対象とはなり得ない。かくて、擬制の拡張は、右の要件を具備してのみ法感情に合致する。これを要するに、自己の存在自体を意思的に形成したことが、外部的行為乃至態度として具現した場合に限つて、他者存在の可能性の擬制は容認されるのである。^④

扱て、右の所説に従えば、行為者類型に相当する特性を主体的に形成し、しかも、それが外形的行為乃至態度を前提としてのみ法的非難に相当すると解して、行為と人格との有機的関係を認めようとしたのであったから、極めて重要な意義を認め得るのであるが、此の問題は節を改めて説くことにしてよい。ただここでは、右の擬制論は、すでにグリュンフートによつて提案された立場にいかに対峙するかを検討するにとどめる。というのは、グリュンフートが「責任要素としての危険性」の理論を展開するに際し、「人は彼が苟くも責任能力者の類型に当嵌まる限り、自己の性格を制御し得る筈である」と擬制されるが故に、行為に表動した性格の危険性について責任があるとしたのであった。^⑤ されば佐伯博士は、ボッケルマンの見解は、グリュンフートのそれの蒸し返しに過ぎぬと論評したのである。だが、ボッケルマンがグリュンフートの所論に対し、それは自然主義的であるとして一言

に附していふのを見ると⁽⁶⁾、彼は決してグリュンフートに好意を寄せているのではなかつた。しかし、彼が擬制論を提唱する以上、先駆者の地位にあるグリュンフートに喰い下つて、彼此の相違点を明瞭にすべきであつたと思われる。では、どこが違うか。

グリュンフートは、行為に表動した性格は、直ちに責任評価に服すると解したのであつた。しかるにボッケルマンは、自己の人格自体に主体的関与が認められる場合にかぎり、他者存在の可能性は擬制されるとするのであるから、その相違点は明瞭であると語れるであらう。

扱て、ボッケルマンは、右の如き擬制論を通じて、いかなる責任概念を構成するのであらうか。さういふ彼の本質的部分を検討する餘地に達した。

- ① Mezger. Grundriss S. 72 ff. derselbe. Leitfaden. S. 58.
- ② Bockelmann. Teil I S. 134-135.
- ③ Kohlrausch. Sollen und Können als Grundlage der Strafrechtlichen Zurechnung 1910. S. 10 ff.
- ④ Bockelmann. Teil II. S. 147. 148. 150. 151.
- ⑤ 佐伯「刑法に於ける期待可觀性の問題」五八七頁。
- ⑥ Bockelmann. Teil II. S. 21.

四、行為者責任の検討

行為者責任を理論的に基礎づける為には、人格形成過程の本質を、いかに把握するかと語る問題に絞らねる。凡ゆる疑問は、此の点にかかるでしる。行状責任論が、高く評価されるのは、

此の点の究明に真摯に取り組んだからに外ならない。ボッケルマンは、かくの如く主張して、所論を開いた。

「行為者責任においては、行為者の人格が背反する二つの精神によつて支配せられてゐることを前提にする。」それで、責任の問題となるのは、行為者が二つの矛盾の中から一方を克服し、正しい方向に自己を決定することにある。「人間には、犯罪傾向と善への傾向の相矛盾する性向が存する。法の要求は、此の一方を克服し、正しい傾向に従うべき」とに向かひれる。」それ故「行為者責任は、行為者が法の要求に遵がわざ、善惡の歧路に立ちながら、惡なる由我に自己を従がわせ、誤った道を擇択し、惡魔に従つたことに於て成立する。」つまり「自己の傾向に自からを支配せしめた」として責任非難が向けられる。このように、単に惡行をなすのみならず、自己を劣悪者ならしめた事実にこそ、悪くの服従と善くの回避が認められる。責任非難は、如くした「情操頽落」(Gesinnungsverfall) と對して向かはれる、と語るのである。

ふつらや「人の禦程は、行為責任を導く場合に類似する」のであるが、「行為責任の場合は、禁ぜられた行為を実行せんとする誘惑に敗れたのであるから、行為者の心情には、『正しき道に戻る』(Umkehr)『人へ及ぼ』『一度もやめな』(die Trost des nicht wieder)『とゞら改悛の現象が見いだる』。此れに對し行為者責任では、「リチャード三世の』余は惡漢たるんと決心した Ich bin gewillt, ein Böse wict werden 『とこう告白が妥当する。人の如く、ボッケルマンは、悪くの意

識的決断 (Entscheidung) が行為者責任の根拠となる。しかし、行為者責任はとて、個々的な決断が必ずしも必要なものではない。されば、徐々に成熟する場合もあれば、突発的な場合もある。肝要なことは、彼の人格において「悪への方向転換」 (Wendung zum Bösen) がなされた、といふ事実である。かく、「誤った行状ではなくして、誤った生活態度への決断」に、行為者責任の本質がある、といふのである。^①

扱て論者のいわゆる「生活態度決断の責任」 (Lebensentscheidungsschuld) の根本観念は、人格形成過程から決断とする意思的要素を抽出し、その悪に向けられた意思に、行為者責任の根拠を置く点で、メシガードの行状責任と対比して考えられるのである。しかしながら、通常、犯罪行為に着手する場合、リチャード三世の言葉にあるよろ悪者たるんとする意思を、容認し得るであろうか。例えは「今後、常習窃盜で生きてゆく」という如き、悪への意識的決断は、単なる机上の設例としては兎も角、实际上、想像し得ないとすぐれどある。むしろ、常習者等は、血肉の内的圧迫 (der inner Dränung) を抑止し得ずして犯罪行為に出る場合が一般であろう。そこで流石のボッケルマンも、此の反論を予想して、若干の修正を施すに至った。すなわち、熟慮に基く悪への決断 (überlegten Entscheidung) 乃至、行為者の明白な自己評価は、行為者責任にとって必要でなく「行為者が今後いかなるものとなるか、及び、人間はかく生れるべきでなし》 Was er wird, und das man so nicht leben darf 《」などと闇する認識があれば、その存在自体に対

する非難は可能であるとするに至った。それを具体的に示せば、前科を認識して窃盜行為に處する場合とか、売春婦からの搾取を手段として生活している事実、及びその生活方法が恥辱的、有害的なものであるとの認識があつて、娼婦の周旋行為に出る場合のことである。^②

かくの如く論者にとって、積極的、意欲的な悪への自己決定は、極めて広汎に承認し得るものとなつた。それより先の定義を修正して「正しき生活からの内的墮落」 (der innere Abfall von einem gerechten Leben) が清操類落である、行為者責任の本質は、此れを非難するにあり、とするに至つた。しかし、かような修正は、その当否は別として、彼が行為者責任の根拠を人格形成過程の意思的要素に求めた当初の企図を、自ら損うものと言えるであろう。もともと、ボッケルマンからは、正しい生活からの内的墮落があれば、悪への決断があることになつて、概念上、些かの相違もないことにならう。だが、それをしも決断と呼ぶことは、決断概念の濫用である。

扱て、右の如く、行為者責任は、悪への生活態度の決断に、その根拠を有するのであるが、此の責任は、生来的犯罪人にも後天的犯罪人にも妥当する。すなわち、前者に対しては、生来的犯罪傾向を克服しなかつたことに対する非難が向けられ、後者の場合は、犯罪的傾向を形成したことに対する非難が向けられる。かかる立論は、前節の擬制論によつて合理化される、と言ふのである。しかし、かかる行為者責任の前提たる擬制は、論者によれば、社会の法感情に根拠を有する筈であった。して

みると、例えは、衝動的病的人格者、限定責任能力者に対する一般的の擬制を容認することは、いかにも不合理である。けだし、彼等に就て、他者存在の可能性を擬制することは、社会的一般的法律意識に合致しないと考えられるからである。そんで、論者は、この批判を予想し、確かに国家的擬制による「一連の生物々理学的に制約された素質」に対する責任非難は不可能である。しかし行為者責任は行為責任と同一平面において承認されるので、行為責任の前提条件たる責任能力は、行為者責任においても容認されなければならない、と主張する。それで、前記論難は、実は、責任能力の限界から逸脱している行為者を引き合いに出している、と非難する。論者によれば、行為者責任も亦「国家がその命令を遵守し得ると期待している人間グループ(Gruppe von Menschen)」を前提とするのである。その故に、かかる人間のみが生来的犯罪傾向を克服する義務が科せられ、それ以外のものには、刑罰手段によらず、保安手段が擇ばるべきであるとする。^⑥

かくて問題は解決したかに見える。だが、この困難な疑問が生ずる。というのは、行為責任の場合、限定責任能力者につき、全然責任を認めないわけではないからである。だとすると、行為者責任についても同様ではなかろうか。そこで論者は、限定責任能力者については、原則的に答責性は容認されるが、絶対的に責任を負担するわけではないので、行為者の具体的な事情から、彼の人格態度自体に対する責任非難が阻却される場合があり、その場合は、当該行為者責任の要素となつた個別的違法

行為についての行為責任が成立するとされる。それで、そのいすれが成立するかは、法の規定を欠くから、裁判官の自由裁量に従がうと言うのである。

ところで、ボッケルマンは、行為に現実的意義を認め、行為者責任は、個別の違法行為を実行して、悪に向う時に成立するので、行為は、行為者責任の根拠となり得る。としたのであるが、しかば、情操頽落という内心的現象と犯罪行為は如何なる有機的関連を有するのであらうか。この問題は、行為者責任と罪刑法定主義との関係という視点から、彼の学説の現代的意義を決する手懸りにゐなんので、以下に節を改めて検討しよう。

① Bockelmann, Teil II, 152, 153.

② Bockelmann, a. a. O. S. 154.

③ Bockelmann, a. a. O. S. 155-156.

④ Bockelmann, a. a. O. S. 158.

⑤ Vgl. Wolf, Vom Wesen des Täters S. 27 f.

⑥ Bockelmann, a. a. O. S. 159.

⑦ Bockelmann, a. a. O. S. 159.

五、行為者責任における実行為の意義

惟うにボッケルマンは、法治国主義的刑法観、乃至罪刑法定主義尊重の思想に立脚するのではなかつた。従つて、刑罰を犯罪行為に限局することは、行為刑・行為者刑にとって決定的意味を持ち得ないとし、それは、自由主義的国家にのみ妥当する、という。かように彼は、明らかにナチズムと迎合する態度を示

すが、こうした主張は、彼の刑法体系とは必ずしも結合しないのであって、むしろ、ナチが隊伍を整え、罪刑法定主義を真向から否定するナチ刑法第二条が設置された時期に直面したことから、それとの表面的妥協の産物として、かかる見解が表明されたのであら。

ところで、リストは、自由主義刑法觀の視点から、犯罪行為に徴表的意義を認め、而して、犯罪行為から行為者の刑事学的特性、性格の危険性を把握せんとしたのであるが、ボッケルマンは、行為に徴表的意義を認めんとする」とは、実際的には、空論であって、もし徴表と詮う点に重点を置くない、犯罪行為以外のより広範な資料を手段とすべきである、と論難する。ボッケルマンによれば、行為は徴表的意義でなく、現実的意義を有する。すなわち、行為者責任の対象たる情操頽落の人格への転移は、内心的、主観的領域でなされる。しかし、かかる情操頽落を可罰化せんとするならば、それは、ダームやシャフシタインの企図に通ずることになり、*» Cogitationis poenam nemo patitur «* (何人も考へるにとよて罰せられなし) という刑法の原則に矛盾することになる、と説明している。かように、彼は、ナチの御用学と見做された意思刑法と一線を劃しつつ、しかも、リストとも対峙する。かくて彼は主張する。

右の情操頽落は、しかしながら、未だ刑法的評価の対象とはなり得ない。そのためには、情操頽落を客観的な活動に現実化し、実定法が行為者威嚇を通じて非難する形の形式 (*Lebensform*)において、現実活動に至る必要があるとされる。けれど

も、以上した提言は、犯罪行為に徴表的意義を認めるリストの學説と、そして去る」と遠かの解釈であると言ふ。されば、ボッケルマンは、情操頽落は、犯罪人にとって特徴的な行為を実行する場合 im dem für den Verbrecher charakteristischen Handeln 』、初めて完成するのだんね。

というのは、犯罪行為に到達する以前においては、行為者は依然として、正道への復帰が可能であり、改悛する」ともあるからである。だが情操頽落という内的現象が、一度、実行行為として客観的に現実化した以上、最早「骰子は投げられた」 der Würfel ist gefallen 』の通り、正しい生活からの内的墮落は、確定的となり、情操頽落は完成すると主張する。その故に、ボッケルマンにおいても *» cogitation poenam nemo patitur «* の原則は、維持し得るのである。かくして、行為者責任における行為の意義は、情操頽落を完成せしむる動因であると解われるにとになった。すなわち「犯罪行為は徴表的意義のみならず、構成的意義 » konstituierende Bedeutung 』を持つとされる。だが、その場合、単に可罰行為を実行する」とが問題なのでなく、情操頽落にとっての特徴的行為、すなわち、行為の仕方が問題となるのである。それ故、此の意味で行為者責任は、行為責任に相当するとも言える。また、ガラスも指摘するように、彼の行為者責任は、潜在的行為者に対する非難でなく、現実的行為者に対する非難である、と言ふよう。わたくしは、かくの如き、情操頽落は、犯罪行為によって完成するとした論者の見解に対し、行為者責任と罪刑法定主義の関連づけという視点か

い、重要な意義を認めた」のやある。かくて、論者の此の部分の解説は輝かしい成果を収めたものと思う。

- ① Bockelmann. Tell II. S. 145.
- ② Bockelmann. a. a. O. S. 160.
- ③ Bockelmann. Teil I. 45 ff. Teil II 159. 160.
- ④ Bockelmann. Teil II. S. 120.
- ⑤ Bockelmann. Teil II. S. 161.
- ⑥ Anm. Gallas. z. f. s. Bd. 56. S. 799.

六、やの理論的成果と課題

丁度に折々に触れて来たのであるが、本稿の終節の問題として、ボッケルマンの研究を通じて得られた成果と課題について、誠に三つの点を選んで検討することにしよう。

その第一は、とりわけ、擬制論についての問題である。扱て、此の部分に関しては、ヘッガーの行状責任論と対比して考える

のが便利である。すなわち、その論拠は「行為者がその性格

論的人格に対して何か為し得たものに対してのみ、責任非難が

可能である」とするにある。此の点につき田藤教授は更に

端的に「違反に対し非難を加える」とができるような義務づけのためには、自由が必然的な前提だ……として、行為者人

格に対する非難のために、自己決定の主体が、外部的環境の下で

自由意思に基づいて自己決定したことを前提とされるのである。

だが、それは、必ず訴訟法上挫折せざるを得ない。けだし、そ

の可能性、すなわち性格形成について「何かをなし得る」とに

ついての証拠資料をいかに蒐集するか、が結局明らかにし得ないからである。しかして、次に人格形成自体をとりあげて、その原因を一々検討して行けば、「結局、素質と環境に行きあたる」というべきである。かくて理論的にも妥当ではない。」いうして、行為者責任を容認するには擬制論に達せねばを得ない。

ところで、ボッケルマンの擬制論は、行為責任の前提たる可能性の擬制を、行為者責任に拡張し、両者を極めて類似する概念として把握したのであつた。それで、悪くの自己決定という意思的要素を抽出出し、かかる意思が存すれば、他者存在の可能性が擬制し得るとするのである。此れはグリュンフートに対する重大な修正と言えるが、生活態度の決断という意欲的態度のみをとり立てて擬制を是認することはかなり問題がある。なぜなら、「無意識の中にいわば過失的に……するすると頽落して行つたような場合を視野から逸する」といえるからである。そうすれば、此の問題が課題として残されたわけである。

さて、その第二は、混合的責任形態をめぐる問題であるが、彼は、総じて実定法上の行為者類型にも責任非難の要素が存在する」とを論証すべく問題を提起したので、犯罪論の体系的問題として行為者責任を唱道したのではなかつた。しかし、行為者責任を認める以上は、行為者責任の本質に従つて行為責任の内容を論定すべきであつたと思われる。しかも二つの責任概念は極めて類似するのであつたから、一層このことは容易な筈である。その点、三元主義という体系の構成はユニークなものと言えるが、それは決して学問的努力の真剣さを意味するとは言え

ないであろう。そもそも責任論は、刑罰論と犯罪論の架橋のようなものである。その故にボッケルマンにおいても刑罰は責任を前提とし、責任に応じた刑罰を理念としているのであった。かくの如く、責任性の体系上の地位が刑罰量定の唯一の基準であること存する以上、責任概念が統一的に把握されなければ、重大な混乱に陥るものと言うべきである。⁽⁶⁾ されば、われわれの理論的課題は、ボッケルマンの行為者責任を前接に、責任性の統一的概念規定が可能か否かに存する、と思われる。

そこで第三の問題点、すなわち、行為者責任の本質について検討しよう。ボッケルマンの学説は、総じて、行為者類型を単に刑事学的類型として刑事政策の領域で把握するのではなく、方論的に反省を加え、責任論のディメンジョンに迄その地位を高めることとなつたが、それは間接的に責任概念自体に対する反省を促すものであった。ところで、彼の行為者責任は、悪への生活態度の決断に対する非難であった。だが、既述のことく、行為者責任をかような積極的・意欲的態度に限定して承認する必要はなく、過失的な場合も含ませるべきであるとするのが一般的の論評であった。⁽⁷⁾ さるからに彼は此の論難を予想し「正しい生活からの内的堕落」を非難することに行為者責任の本質があるとしたのである。しかし、すでに述べた通り、かかる表現を用いつつ、なお、彼は生活態度の決断という概念に拘泥するのであるが、むしろ彼の真意は、かつてウォルフが主張したような、悪いことを悪いと思わないような「内的堕落」を表象する人格態度こそ責任非難に相当すると考えることに存したと言え

よう。ここにわれわれは、当時支配的思想であったカール・シユミットやケルロイターの決断主義の影響を端的に読みとることができるのである。⁽⁸⁾ かくして、彼の責任概念自体を容認することは、相當に問題があるので、ここでは、彼が責任非難の対象は、性格の危険性でなく、かかる情操頗落的人格であるとしたことに意義を認め、此れに限定して彼の企図を承認することにする。

(二)さて、われわれにとって最後の課題として残るのは、彼の行為者責任論が、刑法体系上の責任性を規定する場合に、果してどれだけの意義を有ち得るかということである。ところで、彼は、三元主義刑法観を提唱したので、一般的責任概念の再構成には関知するところがなかつたのであるが、行為と行為者は分離して把握すべきでなく、犯罪成立要件としての構成要件該当性、違法性、有責性という行為主義の体系の裡に行為者の特性を包摶することが重要であり、その故に行為者責任の觀念は全刑罰法規の課題であるとするのが、われわれの立場である。ところで先に、私は、行為者責任の理論が行為責任に帰著することを認めたのであった。ゆえに、ボッケルマンの試みた行為を含んだ行為者人格に対する責任の觀念は、行為主義の体系においても重要な主題になると思われる。かくて彼の独自の学説は、伝統的立場にありながら、責任の概念を行為から行為者に移す架橋的役割を果したといえよう。

確かに、われわれも亦、フッサールがいうように「法はその妥当性において法的共同体構成員である人間に依存している。

法肯定的有意思情操の堕落は法の堕落である⁽⁹⁾」と考えている。その故に、法規範にとって重要なことは「外的態度において法を遵守すること」ではなく、内的態度 자체が法に服従しているか否かである⁽¹⁰⁾と言えるのである。ボッケルマンが行為者責任の本質を「正しい生活からの内的堕落」すなわち「情操頽落」を非難することに在るとしたのは、まさにこうした視角においてなのである。かくて、われわれは、法規範は一般的・抽象的行為として法を遵守する人格態度を要求していると見るのである。されば、ウォルフの立場に再び立戻り、情操頽落をば「法的情操の突発的或いは継続的又は部分的或いは全体的頽落」として把握するか、または「法秩序を尊重しない意識、無意識の心構⁽¹¹⁾」乃至「規範に対する無関心」として把握し、かかる人格態度を非難することが責任性の本質である、としよう。しかして此の場合、われわれは、犯罪行為の行為者責任における意義についてボッケルマンのオリジナルな見解を参考することができる。違法行為を通じて到達した情操頽落が責任非難の対象になると云ふことは、責任事実が行為環境に制約される⁽¹²⁾ことを意味し、それはやがて罪刑法定主義との内的関連を導く⁽¹³⁾ことができる。これらに亦、かかる人格態度を非難するについて、メッガーや田藤教授の所説は採用しがたいとするのがわれわれの立場であり、その意味で彼の擬制論は極めて示唆の多い理論を開いたと言える。このような諸視点においてわがボッケルマンは、多くの示唆に富む論策を提供したのであるが、今やわれわれは、別の角度から、すなわち責任刑法を墨守しつゝ、その範囲で刑罰を

合目的的に運用する立場から行為者責任を発展したい。つまり佐伯博士も云々ように、責任非難は単に過去に属する事実につきその主体を責め苦しめるだけではなく、それについて行為者の後悔と謝罪を求めこれを介して未来に向って改悛を齎らそうとする目的観念の強調こそ重要なのである。かかる視点に立つて、躊躇する⁽¹⁴⁾などなく、彼の理論は、現代的意義を持つと提唱し得るであら。

- ① 団藤教授、前掲書、106頁。
- ② 平場教授「法律の錯謬」（刑事法講座第11巻）36頁。
- ③ 佐伯博士、前掲書、586頁。
- ④ Bockelmann, Teil I, S. 1-2, Teil II, S. 162.
- ⑤ Bockelmann, Teil II, S. 150.
- ⑥ 団藤教授、前掲書、119頁参照。佐伯博士、前掲書、五八六頁参照。
- ⑦ Bockelmann, Teil II, S. 158.
- ⑧ Carl Schmitt, Über der Arten des rechtswissenschaftlichen Denken] 堀・青山共訳、「國家、議會、法律」111K版⁽¹⁵⁾参照。
- ⑨ G. Husserl, Recht und Welt, 1925, S. 143.
- ⑩ Wolf, Vom Wesen des Täters S. 15.
- ⑪ Wolf, a. a. O. S. 16.
- ⑫ 不破博士、前掲書、14頁。
- ⑬ 宮本博士、刑法大綱四九頁。
- ⑭ 佐伯博士、前掲書、628頁。